

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成31年1月24日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成7年4月1日、A会社に雇用され、平成20年10月1日、B所在のC会社（以下「会社」という。）D事業部に出向し、コンクリート製品の製造工程の写真撮影、クレーン運転、玉掛け作業等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年12月8日、天井クレーンの運転操作をしていたところ左上下肢の脱力が出現して倒れ込んだため、E医療機関に搬送され、「右被殻出血、もやもや病」と診断され、さらにその後、F医療機関に転医し、「右被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断され、入院加療を受けた。
- 3 本件は、請求人が、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして平成29年12月8日から同月12日及び同月13日から平成30年1月31日までの間の休業補償給付をそれぞれ請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月25日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

本件は、本件疾病に係る労災保険法による休業補償給付の不支給処分についての再審査請求であるところ、本件疾病に係る労災保険法による療養補償給付の不支給処分についての再審査請求に対し、令和2年1月29日付けで棄却した（平成30年労第324号事件。以下「別件裁決」という。）。

本件と別件裁決は、求める給付の内容が異なるのみで、事案の概要も業務上の事由によるものであるかの判断も同一であって、本件において、請求人から、新たな主張や証拠の提出もないので、別件裁決と同様に、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものということとはできない。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月17日